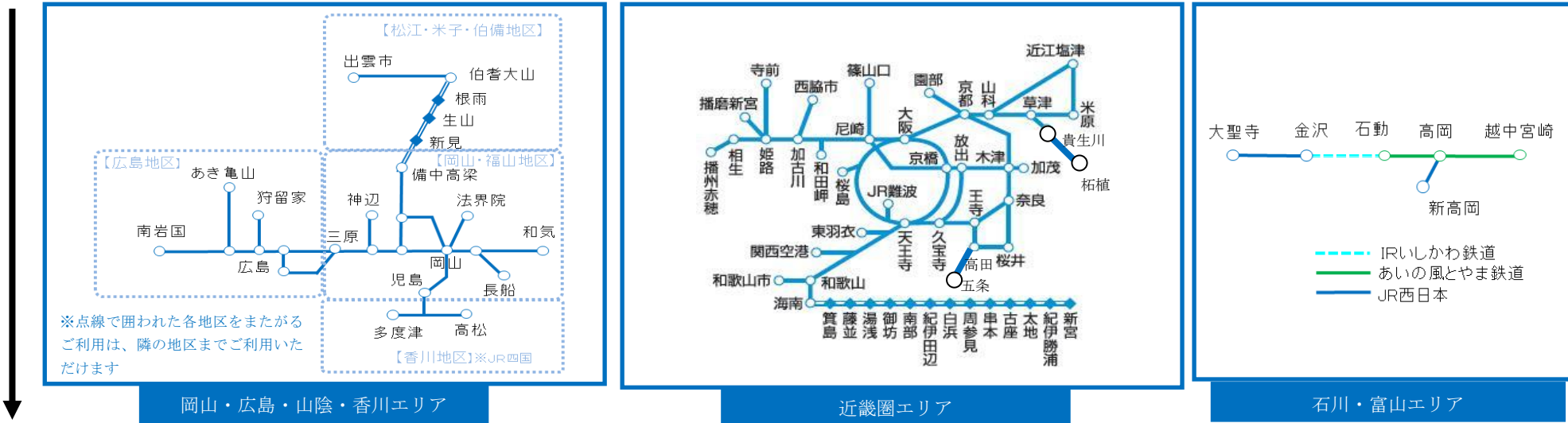
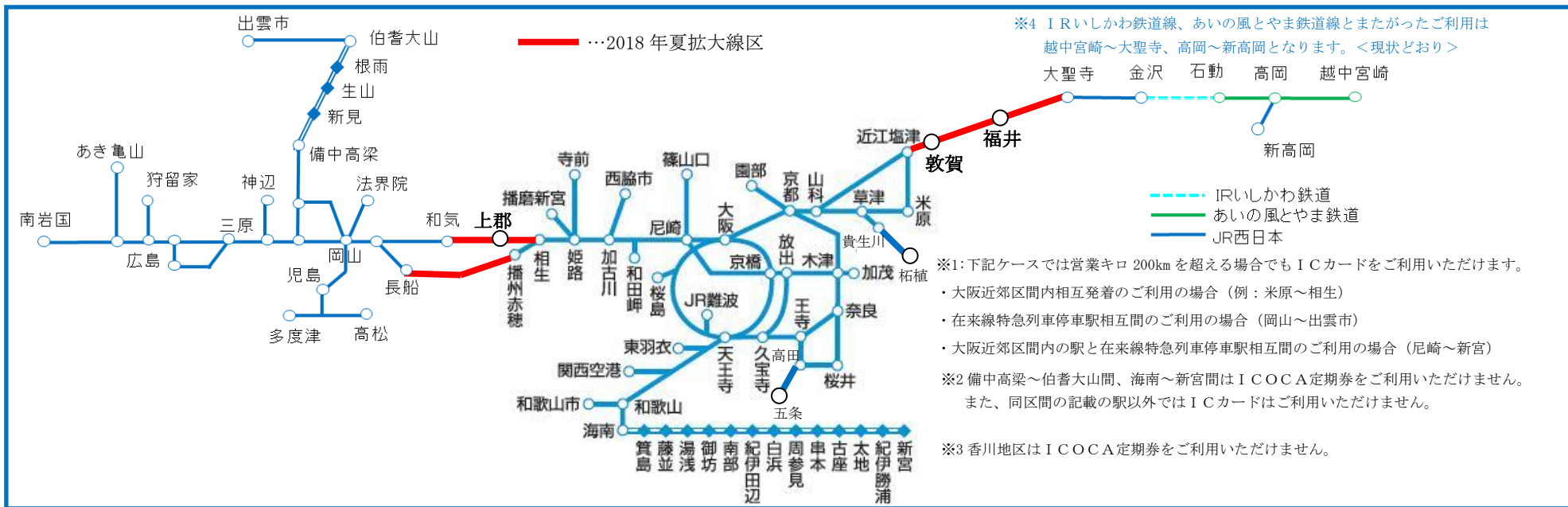


ICOCAのご利用可能エリアについて

【2018年3月17日以降】 以下のそれぞれのエリア内でICカードをご利用いただけます。(各エリアをまたがった利用は不可)
各エリア内でICカード利用のご移動は入場駅から出場駅までの最短経路で営業キロ200km以内 (一部除く※1参照)



【2018年夏以降】 ICカード利用のご移動は入場駅から出場駅まで営業キロ200km以内 (一部除く※1参照)



ご利用例（2018年3月17日時点）

I Cカードを利用してI C O C Aエリア内をご移動は入場駅から出場駅まで最短の経路で営業キロ200km以内とします。

※下記A～Cのケースでは営業キロ200kmを超える場合でもI Cカードをご利用いただけます。

A = 大阪近郊区間内相互発着のご利用の場合

B = 在来線特急列車停車駅（*1）相互間のご利用の場合

*1: 白浜・新宮方面、米子・出雲市方面それぞれの在来線特急列車停車駅相互間のご利用に限ります。

C = 大阪近郊区間内の駅と在来線特急列車停車駅（*2）相互間のご利用の場合

*2: 白浜・新宮方面の在来線特急列車停車駅のご利用に限ります。

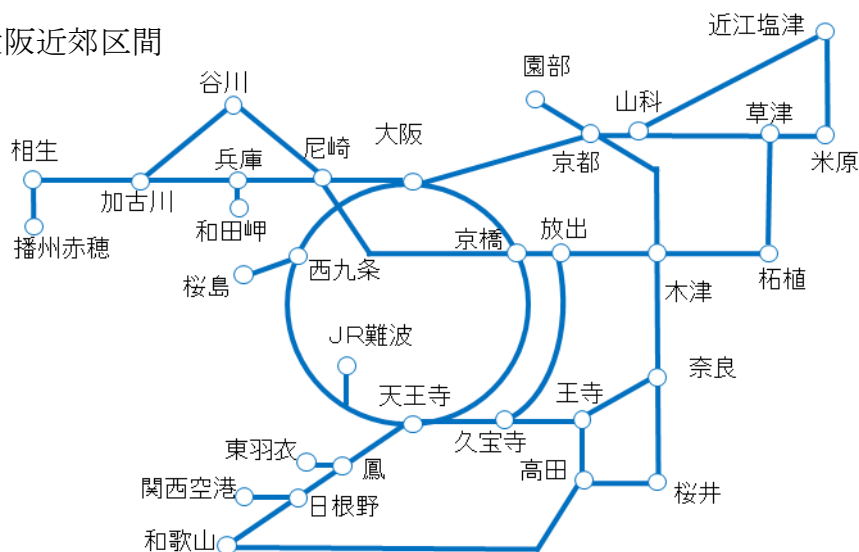
（具体例）

※	利用区間	備考
A	米原～相生	営業キロが200kmを超えていますが大阪近郊区間内相互発着のため、ご利用いただけます。
B	新大阪～新宮	営業キロが200kmを超えていますが在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。 注：倉敷～白浜等、他方面の在来線特急列車停車駅相互間となる場合はご利用いただけません。
	岡山～出雲市	
C	尼崎～新宮	営業キロが200kmを超えていますが大阪近郊区間内の駅と在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。

< 特急列車のご利用には別途特急券が必要です。 >

詳しくはサービス開始時にホームページ等でお知らせさせていただきます。

参考：大阪近郊区間



< 新幹線で新大阪～西明石間をご利用になる場合は含まれません。 >